

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月28日
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部財務部長 大内 章
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部財務部長 大内 章
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成27年 6月25日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年 7月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成28年 7月 5日
【発行登録番号】	27 - 関東86
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注) 1 628,498,000円(注) 2
【発行可能額】	0円(注) 1 628,498,000円(注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年 6月28日(提出日)であります。
【提出理由】	平成27年 6月25日付発行登録書につき、「第一部 証券情報」の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしましたが、昨年6月25日の取締役会で決議されたプランから所要の変更を行いましたので、「第一部 証券情報」の「第3 その他の記載事項」を以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(訂正前)

第一部〔証券情報〕

第3〔その他の記載事項〕

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社の20%以上の株式の取得行為についての新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)につき、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、定款第49条に基づく株主総会承認決議を3年間更新することに関する議案(第6号議案「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当て承認決議更新の件」)を平成27年6月25日開催の定時株主総会に提出し、当該議案についてご承認(以下「本承認決議」といいます。)をいただきました。これに基づき同日開催の当社取締役会にて本プランの更新を決議いたしました。

株主総会による本承認決議の有効期間は3年間であり、本プランは、毎年本承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としております。本プランの内容等は、以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

〔1〕本プランの内容

1. 本プランの内容

(中略)

(2)企業価値委員会

(中略)

()企業価値委員会の委員として三村明夫氏(社外取締役)、伏屋和彦氏(社外取締役)、河和哲雄氏(社外監査役)及び伊東敏氏(社外監査役)を選任します。

(中略)

2. 本プランの有効期間等

(1)本プランの有効期間は、平成28年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間は、平成30年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。)。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

(3)本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成27年6月25日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(後略)

(訂正後)

第一部〔証券情報〕

第3〔その他の記載事項〕

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。

当社は、平成18年6月28日開催の当社第162回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき本プランを導入し、平成27年6月25日開催の当社第171回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、同日開催の取締役会決議により本プランの更新を決議しております。

本プランは、株主総会による承認決議の有効期間を3年間とし、毎年承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としておりますが、本プランの基本的内容は、昨年決議したものと同一であります。本プランの内容等は、以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

〔1〕本プランの内容

1. 本プランの内容

(中略)

(2)企業価値委員会

(中略)

()企業価値委員会の委員として伏屋和彦氏(社外取締役)、三村明夫氏(社外取締役)、河和哲雄氏(社外監査役)、伊東敏氏(社外監査役)及び永井素夫氏(社外監査役)を選任します。

(中略)

2. 本プランの有効期間等

(1)本プランの有効期間は、平成29年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間は、平成30年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。)。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

(3)本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成28年6月28日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(後略)